

「連携と協力に関する包括協定」に関する覚書

本覚書は、下記の当事者間で締結する。

- (1) 愛知県（以下、甲という）
- (2) 株式会社サークルKサンクス（以下、乙という）
- (3) 株式会社ファミリーマート（以下、丙という）

本覚書に定める内容は下記のとおりとする。

1. 甲と乙が平成 21 年 5 月 22 日に締結した「愛知県と株式会社サークルKサンクスとの連携と協力に関する包括協定」につき、乙と丙が平成 28 年 9 月 1 日に経営統合することに伴い、平成 28 年 8 月 31 日をもって解約する。
2. この解約に合わせ、甲と丙が平成 22 年 2 月 2 日に締結した「愛知県と株式会社ファミリーマートとの連携と協力に関する包括協定」に定める連携事項について、平成 28 年 9 月 1 日をもって、甲と乙、甲と丙との間で定めた連携事項をすべて包含することとして甲と乙の包括協定に定める連携事項の一部を追加、あるいは字句修正し、以下のとおり定め、甲と乙との解約までの取り組みを継続するよう努めるものとする。
 - ① 地産地消に関連する商品の販売に関すること
 - ② 地域の農林水産物・加工品・工芸品の販売・活用に関すること
 - ③ 県産品オリジナル商品の開発・販売に関すること
 - ④ 観光情報・振興に関すること
 - ⑤ 健康増進、食育に関すること
 - ⑥ 少子化対策、子育て支援に関すること
 - ⑦ 中高年層・障害者支援に関すること
 - ⑧ 起業、雇用機会の拡大に関すること
 - ⑨ 若年層の職業意識の醸成に関すること
 - ⑩ 青少年育成に関すること
 - ⑪ 災害対策に関すること
 - ⑫ 地域防災への協力に関すること
 - ⑬ 地球温暖化対策、リサイクルなど環境保全に関すること
 - ⑭ 防犯、交通安全に関すること
 - ⑮ スポーツ振興に関すること
 - ⑯ 国際的なイベントに関すること

- ⑰ 地域経済団体等への加入促進およびその活動への協力に関すること
- ⑱ 産学行政共同研究の取組に関すること
- ⑲ その他、県民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

本覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が各々押印し各1通を所有するものとする。

平成28年8月31日

(甲) 愛知県

住所 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事

(乙) 株式会社サークルKサンクス

住所 東京都中央区晴海2丁目5番地24号
晴海センタービル

代表取締役社長

(丙) 株式会社ファミリーマート

住所 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

代表取締役社長